

ドーピング意識に関する日本とイタリアの体育学専攻大学生の比較[†]依田 充代^{*, **} 北村 薫^{***}A Comparison of Doping Awareness among Japanese and Italian University Physical Education Students[†]Mitsuyo YODA^{*, **} and Kaoru KITAMURA^{***}

Abstract

This study compares awareness about doping between Japan, which has less doping cases, and Italy, where doping is widespread, second only to that of Russia. The research sample was comprised of university physical education students. The item “opinion about doping” was divided into a doping item and a sports standards item, and the reliability of the scale was demonstrated by confirming the hypothesis model through structural equation modeling.

Result 1: The Japanese group had a significantly lower value than the Italian group with regard to awareness of special doping (awareness to justify doping for the success of famous athletes and teams).

Result 2: Italian students showed significantly stronger negative influences on “the spirit of fair play” and “doping awareness” than Japanese students. A stronger “spirit of fair play” significantly negatively influenced “doping awareness”. Furthermore, the Japanese students showed significantly stronger positive influences on “special doping” and “doping awareness” than Italian students.

Conclusion: We can conclude the following: (1) Italian university students do not generally approve of doping but tend to approve of doping for the success of famous athletes and teams, whereas Japanese students do not; (2) in Italy, there is a tendency to not approve of general doping, reflecting a higher spirit of fair play; however, in Japan, there is only a weak relation between the spirit of fair play and doping awareness; and (3) the relation between special doping awareness on doping awareness is stronger in Japan than that in Italy.

Key words : Doping, Anti-doping, Japan, Italy

1. 緒 言

1.1 研究の背景

ドーピング違反は、スポーツ実施者の健康

と公正な競争の観点から、スポーツ界だけでなく社会全体で取り組む課題である。1999年にIOC（国際オリンピック委員会）と各国政府の協力のもと、世界アンチ・ドーピング機

[†]原稿受付 2016年10月31日 原稿受諾 2017年1月31日

*日本体育大学 〒158-8508 東京都世田谷区深沢7-1-1

**順天堂大学スポーツ健康科学部協力研究員 〒270-1695 千葉県印西市平賀学園台1-1

***順天堂大学国際教養学部 〒113-9421 東京都文京区本郷2-1-1

*Nippon Sport Science University, 7-1-1, Fukasawa, Setagaya-ku, Tokyo, Japan (158-8508)

**Faculty of Health and Sports Science, Juntendo University, 1-1, Hiragakuen-dai, Inzai, Chiba, Japan (270-1695)

***Faculty of International Liberal Arts, Juntendo University, 2-1-1, Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan (113-9421)

表1 ドーピング陽性率 (JADA・WADA)

西暦	JADA		WADA	
	陽性数/検査数	陽性率	陽性数/検査数	陽性率
2007年	7/4473	0.16%	4402/223898	1.97%
2008年	11/4901	0.22%	2956/274615	1.08%
2009年	3/5449	0.06%	3091/277928	1.11%
2010年	5/5529	0.09%	2790/258267	1.08%
2011年	6/4681	0.13%	2885/243193	1.19%
2012年	8/5504	0.15%	3190/267645	1.19%
2013年	7/6145	0.11%	3529/269878	1.31%

参考：<http://www.medience.co.jp/doping/03.html> 及び JADA アンチ・ドーピング規律パネル決定報告から作成

構 (WADA) が設立され、2003年にはアンチ・ドーピングに関する世界共通の統一規則である世界ドーピング防止規定 (WADA code) が採択された¹⁾。さらに、国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ) において、2005年に「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」²⁾が採択されているが、「2014 Anti-Doping Rule Violations (ADRVs) Report」³⁾の報告によると、ロシアの148件、イタリアの123件 (特にサイクリング競技56件)をはじめとして、ドーピング違反は多い。

それに対して、日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)⁴⁾と世界アンチ・ドーピング機構 (WADA)⁵⁾のドーピング検査数と陽性数、陽性率をみると、世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) のデータでは陽性率最大1.97%、最小で1.08%であるのに対し、日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) のデータでは最大0.22%、最小0.06%であり、日本のドーピング実施率は極めて低い。(表1)

浅川⁶⁾によると、旧年、わが国のドーピング検査実施件数は、年間2,000検体未満程度で、検査実績が諸外国に比べて少ないことが指摘されていたが、UNESCO国際規約の締結を受け、トップレベルの選手だけでなく、国内レベルの競技者が参加する競技会での検査実施、オリンピック種目以外の競技への検査拡大により、ドーピング検査実施件数は増加しているとされ、データの信頼性は高い。

この日本のドーピング実施率の低さは何に由来するものだろうか？本研究は、ドーピング違反数ワースト2のイタリアと比較することにより、日本のドーピングについての特徴を明らかにしようとするものである。

1.2 日本とイタリアの制度的取り組み

日本では2001年に日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) が設立されている。2003年にはアジア・オセアニア地域オフィスの拠点が東京に開設され、アンチ・ドーピング活動に関するマネジメントが行われている。また、2006年には「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」を締結し、2007年には文部科学省が「スポーツにおけるドーピング防止に関するガイドライン」⁷⁾の作成を行い、2010年には「スポーツ立国戦略」⁸⁾、2011年には「スポーツ基本法」⁹⁾の中でアンチ・ドーピング活動を推進することが、国の責務であると位置づけている。

イタリアではドーピングに関する法律として、1971年に「スポーツ活動の健康保護に関する法律 (第1009号)」が作られ、2000年 (第376号)¹⁰⁾の法律により、厚生省にアンチ・ドーピング委員会を設け、教育や政策が進められてきた。この法律により、市民が無意識にドーピングに値する薬を飲まないように、薬にはDOPING禁止のマークを表示するように義務付けられた。これと関連して、ドーピングに値する薬を使用すると使用させた人も刑法に触れること

になり、薬をつくる企業側がきちんと薬品に表示を行うようになった。イタリアではスポーツをする時に能力を高めるために薬を使用すると犯罪になり、最高3年の重刑¹⁰⁾になる。また、選手だけでなく、CONI (Comitato Olimpico Nazionale Italiano以下CONI) のメンバーである各スポーツ連盟の人や薬剤師、コーチ、薬を販売した人も犯罪として裁かれる。さらに2004年には「イタリア国内オリンピック委員会ドーピング防止規則」が作られ、2009年にCONI第425号による改正を経て、現在ではItalian Anti-Doping Department (CONI-NADO) において「ドーピング防止スポーツ規定」が施行されている。

以上から、イタリアでは日本よりアンチ・ドーピングの制度は整っていると思われる。しかし、日本はイタリアよりもドーピング違反は少ない。そこで次に日本のドーピングに関する先行研究を検討したい。

1.3 日本におけるアンチ・ドーピングの先行研究

亀山¹¹⁾は身体を用いたドーピングの代表的な類型として「浸透身体」のマラドーナ・タイプと「道具身体」のジョンソン・タイプに分類している。多くが認知するのは後者のドーピングであり、多額の報酬や名声等を求めて勝利するためにドーピングを行うことは大野¹²⁾、伊藤¹³⁾、Rowbottom¹⁴⁾、Karl-Heinrich¹⁵⁾ からも指摘するところである。

しかし、河野¹⁶⁾や浅川¹⁷⁾ は、日本は競技力向上を意図したものでない「うっかりドーピング」が多いと指摘している。このことは数少ないとはいえ、日本のドーピングが知識の欠如によるものであることを示している。アンチ・ドーピング教育の必要性が叫ばれるゆえんである。

日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) の設立期には、佐々木¹⁸⁾、太田¹⁹⁾、川原²⁰⁾、植木²¹⁾、河野²²⁾らによってドーピング教育の必要性に関する研究が多く見られた。近年では、依田²³⁾が小中学生を対象にした調査から、河合²⁴⁾、依田²⁵⁾

が大学生を対象とした調査から、アンチ・ドーピング教育の必要性を主張している。

日本の規範特性にその理由を求める考え方もある。日本のドーピング件数が少ないのはこれまで日本のスポーツ精神として示されてきたスポーツにおける倫理原則の美徳及び価値についての歴史が影響を及ぼしている²⁶⁾という指摘や、「公的組織の規範力は日本人にとって強力で、『お上に逆らわない』という性向²⁷⁾があるから」という指摘である。しかしこれに対して「外的規範が弱まりつつある現在の日本においては、アンチ・ドーピングの精神も徐々にハザード化する可能性がある²⁸⁾」という指摘がある。

これらの主張や指摘は理解できるが、いずれも国内だけを視野に入れたものであり、外国との比較において日本のドーピングの特徴を明らかにしたものではない。また、日本のドーピング実施率の低さの要因を外的規範に求める考え方は、一般論として述べられているもので、データに基づく実証的な指摘ではないという問題もある。

しかし、スポーツに関する規範的影響力という点は検討する価値がある。アンチ・ドーピング教育の内容は「フェアプレイ精神と健康」が中心であり、「ルールを遵守する高潔なスポーツマンという倫理規範・美徳・価値」がドーピング意識に何らかの影響を及ぼすものと考えられるからである。

このことは、スポーツ規範意識がドーピング意識に影響を与えること、その影響の及ぼし方に日本とイタリアの違いがあることを検証しなければならないことを意味している。しかし、これを実証的に明らかにした研究は見つからなかった。ここにイタリアはドーピングが多く、日本に少ないことの原因を解明する第一歩として、スポーツ規範意識とドーピング意識に焦点を当て、日本とイタリアを比較し、その違いを明らかにする研究の必要性が認められる。

1.4 本研究の目的

本研究では先行研究の検討をふまえ、日本と

イタリアの体育学専攻大学生を対象にドーピング意識に対する違いを明らかにすることを目的とする。調査対象者を体育学専攻大学生とした理由は、①彼らが現在アスリートとしてドーピング検査を受ける可能性があり、また将来のスポーツ指導者として、高いアンチ・ドーピング意識を必要とされていること、②対象とする両国では、共に、多くの学生が過去や現在チームでスポーツを行っており、大学の授業としてアンチ・ドーピング教育の機会が設けられているという共通点を持つことによる。

スポーツ規範がドーピング意識に影響を及ぼすという仮説モデルにもとづき、次の2点をリサーチクエスションとして設定した。

- ①日本の体育学専攻大学生群はイタリアの体育学専攻大学生群より「ドーピングを肯定する意識」が低い（アンチ・ドーピング意識が高い）という仮説を検証する。
- ②「ドーピング意識とスポーツ規範に関する項目」の比較分析から、日本とイタリアの体育学専攻大学生群では「ドーピング意識」に影響を与える因子にどのような違いがあるのかを明らかにする。

2. 方 法

2.1 調査方法

調査対象者として日本の体育学専攻大学生（ $n=987$ ）を主国とし、対象国としてイタリアの体育学専攻大学生（ $n=186$ ）を選定し、各国の母国語で作成したアンケート用紙を用いて、集合調査法により調査を行った。調査期間は2013年12月～2014年1月で、「日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規定」に基づき、説明書、同意書、審査申請・研究計画書を提出し、倫理審査委員会の同意（承認番号：第013-H39号）を受けて行われた。

この調査を行うにあたりイタリアのドーピング事情を明らかにするために、筆者は2008年9月にイタリア厚生省アンチ・ドーピング委員会のD.Ssa Paola Stolfi氏、カッシーノ大学のNicola Porro教授、Roma UISP (Unione Italiana Sport Per tutti)

のMarta Giammaria, Daniele Rossi氏に、2013年10月にUniversità Degli Studi Di Roma "FORO ITALICO"のPaolo Parisi学長に聞き取り調査を行った。

2.2 調査項目

調査項目は2005年にA体育大学で行った「アンチ・ドーピング教育に関する研究－アンチ・ドーピングに関する学生の意識－」²⁵⁾で使用した、「ドーピングに対する考え方」25設問を基盤とした。この調査項目尺度は専門の研究者6名によるブレインストーミング・KJ法で作成されたものである。2011年に行った「ドーピング知識とスポーツ観の研究－小中学生の現状から－」²³⁾では2005年の分析結果から、類似性の高い5項目を削除し20設問を使用した。

本研究では日本語で作成されたこの調査用紙を採用し、イタリアの体育学専攻大学生に対しては専門の通訳者によりイタリア語に翻訳された同一内容の調査用紙が作成された。また、イタリアの大学生へのプレテストにより意図が正確に伝わるかどうかの確認・修正を加えた。さらに、この調査項目の妥当性を検討するために、ドーピング意識項目とスポーツ規範に関わる項目（表2）（表3）の2つに分けてそれぞれ因子分析を行った結果、どちらもスクリープロット傾向から、2因子を抽出した。その後、最尤法のプロマックス回転による因子分析を行い、各因子に対する負荷量の絶対値が0.400未満の項目を削除した結果、3回の反復で回転が収束し、それぞれ2つの因子を抽出した。ドーピング意識の測定項目尺度では、Q4とQ8の2項目が削除され6項目を、スポーツ規範の測定項目尺度ではQ1, Q2, Q3, Q4, Q17の5項目が削除され7項目を使用した。

ドーピング意識に関する項目の因子I（ $\alpha=0.890$ ）は、「ドーピングによる勝利」、「ドーピングと体への影響」、「ドーピングと世界的名声」、「ドーピングと競技力向上」で構成され、ドーピング意識を表す内容であることから「ドーピング意識因子」と名付けた。因子II（ α

表2 ドーピング意識の測定項目尺度

項目	質問項目
ドーピングによる勝利	Q1. 試合に勝つためにはドーピングを行っても良いと思う
ドーピングと体への影響	Q2. からだに害がなければドーピングを行っても良いと思う
ドーピングと世界的名声	Q3. 世界で一番になれるのならドーピングを行っても良いと思う
ドーピングと友人	Q4. 将来、友達がドーピングを行っていたらそれをとめると思う
ドーピングと有名スポーツ選手	Q5. 有名スポーツ選手がドーピングをすることは許されると思う
ドーピングとチームの勝利	Q6. スポーツクラブ(チーム)が試合に勝つためであればドーピングは許されると思う
ドーピングと競技力向上	Q7. 強くなるためにはドーピングをしてもかまわないと思う
ドーピングの将来	Q8. いつかはドーピングをしても許されるようになると思う

おおいにあてはまる(5点) ややあてはまる(4点) どちらともいえない(3点)
あまりあてはまらない(2点) まったくあてはまらない(1点)

表3 スポーツ規範の測定項目尺度

項目	質問項目
ドーピングとフェアプレイ精神	Q1. ドーピングはフェアプレイ精神に反すると思う
大人からのサプリやドリンク	Q2. 大人から渡されたサプリメントやドリンクは飲むと思う
ドーピングとフェアプレイ精神	Q3. 薬に頼って勝つことは悪いことだと思う
監督・コーチの権限	Q4. スポーツクラブ(チーム)の監督・コーチの言うことは絶対だと思う
スポーツと最善の努力	Q5. スポーツは最後まで全力を尽くしてプレーすることが大切だと思う
フェアプレイ精神	Q6. フェアプレイ精神は大切だと思う
ルールの遵守	Q7. スポーツのルールは守らなければいけないと思う
ルールの必要性	Q8. スポーツにルールは必要だと思う
勝利至上	Q9. スポーツはどんな手段を使っても勝つことが重要だと思う
フェアプレイ精神とスポーツ	Q10. フェアプレイ精神はスポーツを行うことで身につくと思う
スポーツと人格形成	Q11. スポーツができる人は優れた人になれると思う
有名スポーツ選手の社会的認知	Q12. 有名スポーツ選手は社会に認められていると思う

おおいにあてはまる(5点) ややあてはまる(4点) どちらともいえない(3点)
あまりあてはまらない(2点) まったくあてはまらない(1点)

=0.854)は、「ドーピングと有名スポーツ選手」,「ドーピングとチームの勝利」で構成され、特別なドーピングを表す内容であることから「特別ドーピング因子」と名付けた。

スポーツ規範に関する項目の因子I ($\alpha = 0.699$)は、「フェアプレイ精神とスポーツ」,「スポーツと人格形成」,「有名スポーツ選手の社会的認知」で構成され、ロールモデルを表す内容であることから、「ロールモデル因子」と名付けた。因子II ($\alpha = 0.899$)は「スポーツと最

善の努力」,「フェアプレイ精神」,「スポーツルールの厳守」,「スポーツルールの必要性」で構成され、フェアプレイ精神を表す内容であることから、「フェアプレイ精神」と名付けた。

調査項目の「基本的属性」は、①年齢、②性別、③入学してからの年数、④所属しているスポーツクラブ(チーム)の有無、⑤スポーツ種目、⑥所属クラブ(チーム)の合計年数である。

統計処理はIBM SPSS Statistics 24を用い、「ドーピング意識とスポーツ規範尺度」13設問

(5段階評価:「1. まったくあてはまらない」、「2. あまりあてはまらない」、「3. どちらともいえない」、「4. ややあてはまる」、「5. おおいにあてはまる」)を用いて比較を行った。これらの分析においては、有意水準を5%未満とし、「*」は $p < 0.050$ 、「**」は $p < 0.010$ 、「***」は $p < 0.001$ をそれぞれ表している。

2.3 分析方法

2.3.1 因子間の差の比較

ドーピング因子(ドーピング意識因子, 特別ドーピング因子)の因子間の国別比較をするために、国を独立変数、抽出された因子の因子得点を従属変数とした多変量分散分析を行った。

2.3.2 仮説モデルの作成

スポーツ規範がドーピング意識に影響を及ぼすという仮説モデル(図1)を立て、この仮説モデルを検証するために構造方程式モデリングを行った。

2.3.3 仮説モデルの検証

仮説モデルの検証を行うにあたり、観測変数間の相関を確認し、続いて構造方程式モデリングによる検証を行った。仮説モデルの適合度の基準²⁹⁾はGFI (Goodness of Fit Index) > 0.900 , AGFI (Adjusted GFI) > 0.900 , CFI (comparative fit index) > 0.900 , RMSEA (root mean square error of approximation) < 0.070 とした。統計分析ツールにはIBM SPSS Amos 24.0を用いた。

仮説モデルの適合性の確認後(もしくは改訂モデルの策定後)、推定値の違いのみを想定する配置普遍性(等値制約なし)を仮定し国別の多母集団同時分析を行う。さらにすべてのパスに等値制約を置き、集団間のパス係数を比較する。検定の有意水準は5%とした。

3. 調査結果

3.1 調査対象者の基本的属性

表4は①年齢、②性別、③入学してからの年数、④所属しているスポーツクラブ(チーム)の有無、⑤スポーツ種目、⑥所属クラブ(チーム)の合計年数を表したものである。

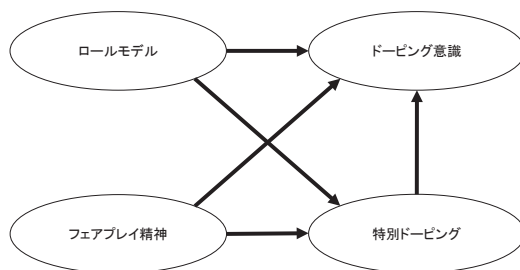


図1 ドーピングとスポーツ規範の仮説モデル

基本的属性で大きな差がみられたのは、所属チームで「学校のスポーツクラブやチームに所属している」学生が日本81.2%に対してイタリアは2.7%であり、イタリアでは「学校以外のスポーツクラブやチームに所属している」学生が58.6%と多いことが明らかとなった。また、クラブ所属年数「10年以上」の学生が日本50.8%、イタリア45.2%と競技歴が長い学生が多いことが明らかとなった。

3.2 因子間の差の比較

ドーピング項目(ドーピング意識因子, 特別ドーピング因子)の国別比較のために、国を独立変数、抽出された因子の因子得点を従属変数とした多変量分散分析(MANOVA)を行った(表5)。

結果、日本の体育学専攻大学生とイタリアの体育学専攻大学生ではドーピング項目に有意な差が見られた。そのため、因子間の差を検定したところ、ドーピング意識因子には有意な差($p = 0.858$)は見られなかったが、特別ドーピング因子(日本<イタリア)の間には有意な差($p = 0.001$)が見られた。

3.3 仮説モデルの検証

観測変数間の相関を確認し、仮説モデルを構造方程式モデリングで検証した結果、適合度指数はGFI = 0.955, AGFI = 0.931, CFI = 0.967, RMSEA = 0.064となり、基準を満たす結果が得られ、仮説モデルの妥当性が示された(図2)。フェアプレイ精神、ロールモデル、特別ドーピ

表4 調査対象者の基本的属性

	日本 (n=987)		イタリア (n=186)	
	度数	%	度数	%
〈性別〉				
男性	661	67.70%	118	63.50%
女性	302	30.90%	59	31.70%
N. A	14	1.40%	9	4.80%
〈年齢〉				
18-20歳	537	55.00%	62	33.30%
21-23歳	422	43.20%	60	32.30%
24歳以上	6	0.60%	53	28.50%
N. A	12	1.20%	11	5.90%
〈学年〉				
1年生	328	33.60%	71	38.20%
2年生	114	11.60%	19	10.20%
3年生	277	28.40%	33	17.70%
4年生以上	193	19.70%	30	16.20%
N. A	65	6.70%	33	17.70%
〈所属チーム〉				
無所属	47	4.80%	14	7.50%
過去所属・現在無所属	69	7.10%	49	26.30%
学校のチームに所属	794	81.20%	5	2.70%
学校以外のチームに所属	39	4.00%	109	58.60%
N. A	28	2.90%	9	4.90%
〈スポーツ種目〉				
陸上競技	192	19.70%	13	7.00%
サッカー	174	17.80%	42	22.60%
野球	108	11.10%	3	1.60%
水泳	91	9.30%	17	9.10%
ラグビー	38	3.90%	4	2.20%
バレーボール	18	1.80%	16	8.60%
バスケットボール	16	1.60%	6	3.20%
その他	320	32.70%	71	38.20%
N. A	20	2.10%	14	7.50%
〈スポーツクラブ所属年数〉				
1年未満	60	6.10%	5	2.70%
1年~3年	85	8.70%	25	13.40%
4年~6年	135	13.80%	27	14.50%
7年~9年	186	19.00%	27	14.50%
10年以上	495	50.80%	84	45.20%
N. A	16	1.60%	18	9.70%

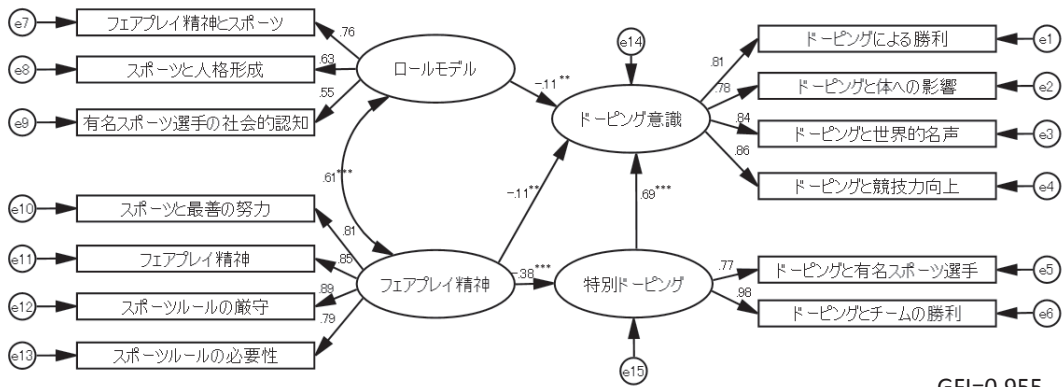
ングは全てドーピング意識に影響していた。しかし、当初の仮説モデルで示していたロールモデルとフェアプレイ精神から特別ドーピングへ

の影響は、フェアプレイ精神からの影響のみが認められ、ロールモデルから特別ドーピングの影響は認められなかった。

表5 抽出因子の多変量分散分析（ドーピング項目）

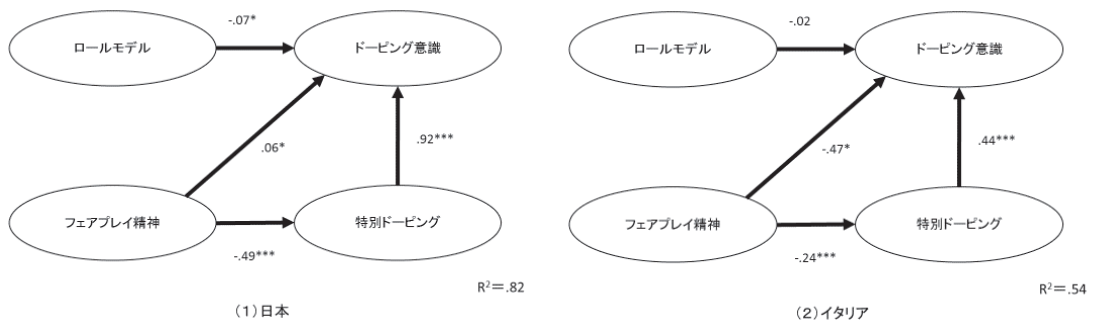
	日本		イタリア		有意確率
	M	SD	M	SD	
因子1 ドーピング意識因子	0.002	0.963	-0.012	0.866	n.s.
因子2 特別ドーピング因子	-0.086	0.848	0.496	1.400	$p=0.001^{***}$

*** : $p < 0.001$



GFI=0.955
 AGFI=0.931
 CFI=0.967
 RMSEA=0.064
 *** : $P < 0.001$
 ** : $P < 0.010$

図2 仮説モデルの構造方程式モデリングによる検証結果



GFI=0.936
 AGFI=0.904
 CFI=0.960
 RMSEA=0.052
 *** : $P < 0.001$
 ** : $P < 0.010$
 * : $P < 0.050$

図3 国別多母集団における仮説モデルの同時分析結果

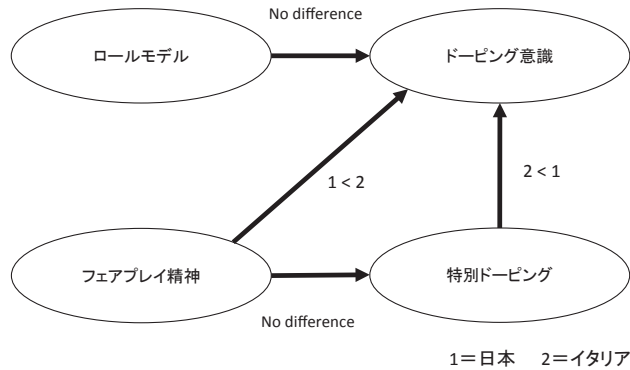


図4 国別多母集団間のパス係数の差の検定結果

3.4 国別の差異の検証

仮説モデルにおいて、国別の差異を検証するために多母集団同時分析を行った結果、適合度指標はGFI = 0.936, AGFI = 0.904, CFI = 0.960, RMSEA = 0.052となり、基準を満たす結果が得られた(図3)。また、国別多母集団間のパス係数の差の検定結果において潜在変数間のパス係数を比較した結果は図4の通りであった。

フェアプレイ精神からドーピング意識へのパス係数はイタリアの体育学専攻大学生群の方が日本の体育学専攻大学生群より有意に大きかった。また、特別ドーピングからドーピング意識へのパス係数は日本の体育学専攻大学生群の方がイタリアの体育学専攻大学生群より有意に大きかった。しかし、ロールモデルからドーピング意識へのパス係数とフェアプレイ精神から特別ドーピングへのパス係数に有意な差は見られなかった。

4. 考 察

4.1 修正尺度の信頼性

「ドーピングに対する考え方」の質問項目に対し、ドーピング意識項目とスポーツ規範項目に分け、仮説モデルの構造方程式モデリングによる検証を行った結果、尺度の信頼性が示された。

4.2 ドーピング意識の検証

ドーピング項目(ドーピング意識因子、特別ドーピング因子)の国別比較を行い、①日本の体育学専攻大学生群はイタリアの体育学専攻大学生群より「ドーピングを肯定する意識」が低い(アンチ・ドーピング意識が高い)という仮説の検証を行った。結果、「ドーピング意識」因子には差が見られなかったが、「特別ドーピング」因子(有名スポーツ選手やチームの勝利のためのドーピングを肯定する意識)には有意な差が見られた。このことから、仮説は支持されたがそれは「特別ドーピング」因子に対してであり、一般的なドーピングを肯定する意識に対しては違いがないことが明らかとなった。

特別ドーピング因子に差が見られた理由としては、日本ではこれまで誰もが知っており有名なスポーツ選手がドーピング違反で規律パネル決定となった例がないが、イタリアではこれまでAlex Schwazer³⁰⁾やMarco Pantani³¹⁾など、多くの有名スポーツ選手³²⁾⁻³⁷⁾のドーピングスキャンダルが発覚していることが挙げられる。Marco Pantaniは2004年に亡くなっているが、2009年にはBeppe Contiが彼の人生を描いた本「マルコ・パンターニ海賊(ピラータ)の生と死」を出版し、日本でも翻訳されている。さらに、2014年には「パンターニ海賊と呼ばれたサイクリスト」が映画化されており、彼はドーピング違反に問われたがイタリアでは英雄とし

て扱われている。

また、このような特別ドーピング因子が容認されることに大きな影響を与えたと思われるのは、1998年にローマの監督であったズデネク・ゼーマン氏が週刊誌「レスプレッソ」のインタビューで、セリエAの多くのクラブが薬剤師たちの力を借りていると語ったことから始まり、イタリアオリンピック委員会であるCONIの内部調査が行われた事件である³⁸⁾。

この調査は約1ヶ月後、「サッカー界にドーピングの事実は認められない」という結論を出して終了したが、ユヴェントスが本拠を置くトリノの検察局が、ドーピング（禁止薬物の使用）だけでなく薬事法違反（治療目的以外での薬物使用）による摘発までも視野に入れて、本格的な捜査に乗り出した。担当検事は、多くの選手や監督、チームドクター、ドーピング検査を担当するCONIの職員などに幅広く事情聴取を行い、様々な疑惑が浮かび上がってきた。しかし、その際に、スポーツ競技のドーピング検査を一括して行っていたROMAのCONIドーピング検査センターに保管されていた、過去10数年分の検査結果がサッカー選手の分だけ紛失した。その証拠隠滅行為に対して、当時のCONI会長マリオ・ベスカンテは辞任に追い込まれ、検査センターも閉鎖された。検察局は2002年にユヴェントスの代表取締役であったアントニオ・ジラウド、チームドクターのリッカルド・アグリコラを薬事法違反の疑いで立件、起訴した。しかし、その後の裁判で最高裁が2007年3月に下した最終判決は、8年間の時効が過ぎているとして「訴追不可能」（無罪ではない）として裁判そのものを打ち切りにした。つまり、「違法行為があった」とその責任を認めながらも違法に問わないというものであった。

こうした、選手や監督、チームのドーピング違反が多く報告されているイタリアでは、有名スポーツ選手やチームの勝利のためであれば、ドーピングは許される、ドーピングをしても仕方がないといった雰囲気が蔓延しているのではないであろうか。そのため、イタリアでは警察

がドーピング違反の取り締まりをし、刑事罰を下すことができる制度を構築し、法整備を行ってきたが、ドーピング違反数の多さからその成果が得られていないと考えられる。

また、日本の体育学専攻大学生の特別ドーピング意識が低かった理由としては、教育としてのスポーツという思想が根付いていることが考えられる。そこには、日本が学校を中心としてスポーツ活動を「部活動」として位置づけ競技スポーツを支えてきた歴史がある。この教育としてのスポーツについて近藤³⁹⁾は「日本では、まず、近代スポーツが高等教育機関に導入され、発展してきた歴史的経緯も大きく影響しているが、教育的スポーツを誇示するための連帯責任システムの存在がスポーツ界のモラル・ハザード化やドーピングの蔓延を抑止する強制力として働いている」とし、どんなに有名なスポーツ選手やチームの勝利のためであっても、ドーピングのスキャンダルに対して、組織や所属機関の連帯責任は免れず、競技連盟や学校からの非難を受け⁴⁰⁾、公式な練習や試合への参加が規制され、スポンサー契約も解除されることなどを指摘している。

こうした連帯責任の関係性について、日本アンチ・ドーピング規定Ver.3.0²⁶⁾では、この規定によりアンチ・ドーピング活動に取り組んでいるすべての当事者及び機関は共通の規則や手続き、役割や責任に従うことを「集団的に合意している」と明記、「集団的合意」はドーピングを排除していくための日本の特徴であるとしている。

以上から、イタリアの体育学専攻大学生は有名スポーツ選手やチームの勝利のためのドーピングは容認する傾向があるのに対し、日本の体育学専攻大学生はこのような特別ドーピングを容認しない傾向にあることが示唆される。

4.3 国別の差異の検証

「ドーピング意識とスポーツ規範に関する項目」の比較分析から、②日本とイタリアの体育学専攻大学生群では「ドーピング意識」に影響

を与える因子にどのような違いがあるのかを検討した。結果、日本と比べてイタリアでは有意に「フェアプレイ精神」と「ドーピング意識」の容認に負の影響が強く見られ、フェアプレイ精神の値が高いほどドーピング意識に負の影響を与えていることが明らかとなった。

イタリアではCONI加盟団体や教育機関だけではなく、スポーツ振興法人などでも独自のアンチ・ドーピング教育の取り組みが見られる。たとえば、イタリアスポーツ・フォー・オール連合 (Unione Italiana Sport Per tutti以下UISP) は、健康・生活の質・教育・社交などを目的に活動を行っている組織⁴¹⁾である。会員数は2016年2月現在⁴²⁾131万人、1万7,800の加盟団体、1,000のサークルがあり、イタリアでも主要なスポーツ団体である。この組織の特徴は、さまざまな社会の問題に対して支援を行っていくことにもある。UISPでは、1999年からアンチ・ドーピング・プロジェクト⁴³⁾を行っている。当時、ツールド・フランスの選手のドーピングが発覚し社会問題になっていたこと、UISPの会員がドーピングを行い問題になったことがきっかけであった。ドーピング・マーケットの拡大に伴い、一般のスポーツ愛好者にもドーピングが広がることを危惧して、これまでに多くのアンチ・ドーピング・プロジェクト⁴⁴⁾を行ってきているが、主に小・中・高校生をターゲットとした取り組みは徐々に成果を上げている。このようなアンチ・ドーピング教育はイタリアでは一定の資金を投じて行い、ドーピング意識にも影響を与えてきてはいるが、特別ドーピングの意識にその成果が見られていないのは、ドーピング違反数から明らかであろう。

この結果は日本の体育学専攻大学生群はイタリアの体育学専攻大学生群より「ドーピングを肯定する意識」が低い (アンチ・ドーピング意識が高い) という仮説の検証結果で示されたとおり、「ドーピング意識」因子には差が見られなかったが、「特別ドーピング」因子には有意な差が見られたことからもうかがえる。

また、イタリアと比べて日本では有意に「特

別ドーピング」と「ドーピング意識」に正の影響が強く見られ、「特別ドーピング」の値が高いほど「ドーピング意識」に正の影響を与えていることが明らかとなった。

以上から、イタリアと比較して日本ではフェアプレイ精神とドーピング意識の関係が弱いこと、ドーピング意識に対する特別ドーピング意識の影響力はイタリアよりも日本のほうがより強いことが明らかになった。

5. 結 語

「ドーピングに対する考え方」の質問項目に対し、ドーピング項目とスポーツ規範項目に分け、仮説モデルの構造方程式モデリングによる検証を行った結果、尺度の信頼性が示された。

日本の体育学専攻大学生群はイタリアの体育学専攻大学生群より「ドーピングを肯定する意識」が低い (アンチ・ドーピング意識が高い) という仮説の検証を行った結果、「ドーピング意識」因子には差が見られなかったが、「特別ドーピング」因子では日本がイタリアより有意に低い値を示した。

また、日本とイタリアの体育学専攻大学生群では「ドーピング意識」に影響を与える因子にどのような違いがあるかの検証を行った結果、日本と比べてイタリアでは有意に「フェアプレイ精神」と「ドーピング意識」に負の影響が強く見られ、「フェアプレイ精神」の値が高いほど「ドーピング意識」に負の影響を与えていることが明らかとなった。さらに、イタリアと比べて日本では有意に「特別ドーピング」と「ドーピング意識」に正の影響が強く見られ、「特別ドーピング」の値が高いほど「ドーピング意識」に正の影響を与えていることが明らかとなった。

以上の日本とイタリアの体育学専攻大学生の比較結果から、①イタリアの体育学専攻大学生は一般的にはドーピングを容認しないが、有名スポーツ選手やチームの勝利のためのドーピングは容認する傾向にあり、日本は容認しない傾向があること、②イタリアではフェアプレイ精

神が高いほど一般的なドーピングを容認しない傾向があるが、日本ではフェアプレイ精神とドーピング意識の関係が弱いこと、③ドーピング意識に対する特別ドーピング意識の影響力はイタリアよりも日本のほうがより強いことが明らかになった。

今回の調査は、日本とイタリア両国を代表するサンプルでなく、日本のA大学、イタリアのB大学と2校に限定した、一事例としての分析であることが、本研究の限界である。今後は属性の違いが両国間でのドーピング意識形成へどのように影響をしているかの分析を行いながら、各国の更なるアンチ・ドーピング教育の事例を調査・研究していく必要がある。

参 考 文 献

- 1) 成田和雄, 依田充代, 河野徳良他: アンチ・ドーピングテキスト, 叢文社, p.6, 2011.
- 2) スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約; <http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/017.pdf> (参照日2014年12月1日).
- 3) 2014 ANTI-DOPING RULE VIOLATIONS (ADRVs) REPORT; World Anti-Doping Program, pp.58-59, June 15, 2015. <https://wada-main-prod.s3.amazonaws.com/wada-2013-adrv-report-en.pdf> (参照日2016年9月3日).
- 4) 日本アンチ・ドーピング機構: ドーピング防止規律パネル決定報告. <http://www.playtruejapan.org/disclosure/panel/> (参照日2015年12月1日).
- 5) 株式会社LSIメディエンス: 世界における検体数と陽性率の推移 <http://www.medience.co.jp/doping/03.html> (参照日2015年12月1日).
- 6) 浅川伸: わが国におけるドーピング違反事例の実情と対策, The Pharmaceutical Society of Japan, YAKUGAKU ZASSHI Vol.131, No.12, pp.1755-1756, 2011.
- 7) スポーツにおけるドーピング防止に関するガイドライン; http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/05/07051421.htm (参照日2014年12月1日).
- 8) スポーツ立国戦略; http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/rikkoku/_icsFiles/afieldfile/2010/09/16/1297182_01.pdf (参照日2014年12月1日).
- 9) スポーツ基本法; http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm (参照日2014年12月1日).
- 10) "Disciplina della tutela sanitaria delle attività sportive e della lotta contro il doping": pubblicata nella Gazzetta Ufficiale n. 294 del 18 dicembre 2000. <http://www.camera.it/parlam/leggi/00376l.htm> (参照日2016年9月3日).
- 11) 亀山佳明: スポーツ文化を学ぶ人のために, 世界思想社, pp.105-112, 1999.
- 12) 大野昇: 現代スポーツ批評, スポーツ報道最前線からのレポート, 大修館書店, pp.193-201, 1996.
- 13) 伊藤偵之: 特集II ドーピング問題を考える, スポーツロジィ, 21世紀スポーツ文化研究所, みやび出版, No.2, p.127, 2013.
- 14) Rowbottom Mike: Foul play: the dark arts of cheating in sport/Mike Rowbottom, Bloomsbury, p.17, 2014.
- 15) Bette Karl-Heinrich, Schimank, Uwe: Doping im Hochleistungssport: Anpassung durch, Abweichung, suhrkamp taschenbuch verlag frankfurt am main, p.129, 1995.
- 16) 河野一郎, 浅川伸他: ドーピングの今日的課題 (1), 臨床スポーツ医学; Vol.26, No.8, pp.996-997, 2009.
- 17) 浅川伸: わが国におけるドーピング違反事例の実情と対策, The Pharmaceutical Society of Japan, YAKUGAKU ZASSHI, Vol.131, No.12, pp.1755-1756, 2011.
- 18) 佐々木秀幸: 陸上競技におけるアンチ・ドーピングかつどうについて, スポーツと健康, スポーツと健康・文部研究会 監修, Vol.3, No.2, pp.18-21, 1998.
- 19) 太田美穂他: 一流選手の薬物・栄養補助剤使用の実態およびアンチ・ドーピング対策の検討, 臨床スポーツ医学, Vol.16, No.3, pp.347-351, 1999.
- 20) 川原貴: ドーピングコントロールの現状と未来, 体育の科学, Vol.49, pp.659-663, 1999.
- 21) 植木真琴: 国際オリンピック委員会 (IOC) 公認ドーピング検査機関の取り組み, スポーツ

- と健康, 第一法規出版, Vol. 32, No.9, pp.15-19, 2000.
- 22) 河野一郎; スポーツ教育としてのアンチ・ドーピング体育大学の取り組み-, 特集アンチ・ドーピングスポーツ社会の薬物乱用-, スポーツと健康, スポーツと健康・文部研究会 監修, Vol.29, No 1, pp.22-24, 第一法規出版, 1997.
- 23) 依田充代, 北村薫; ドーピング知識とスポーツ観の研究~小中学校の現状から~, 運動とスポーツの科学, Vol.18, No.1, pp.29-40, 2012.
- 24) 河合祥雄他; 体育系学部大学生を対象としたアンチ・ドーピング授業とその評価, 順天堂スポーツ健康科学研究, Vol.1, No.2, pp.188-193, 2009.
- 25) 依田充代他; アンチ・ドーピング教育に関する研究-アンチ・ドーピングに関する学生の意識-, 日本体育学大学紀要, Vol.36, No.2, pp.209-222, 2007.
- 26) 日本アンチ・ドーピング規程Ver.3.0; 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構, p.4, 2015.
- 27) 近藤良享; スポーツ倫理, 不味堂出版, p.57, 2012.
- 28) 近藤良享; アンチ・ドーピング教育の教材開発と支援システムの研究, 平成17年度~19年度科学研究費補助金(基礎研究(B))研究成果報告書, pp.41-42, 2008.
- 29) 山本嘉一郎, 小野寺孝義; Amosによる共分散構造分析と解析事例, ナカニシヤ出版: 第2版, 2002.
- 30) シュバーツァー, 8年の資格停止処分 ドーピング違反, 朝日新聞(東京), 2016年8月12日.
- 31) 30人がドーピング 98年ツール・ド・フランスで疑い, 朝日新聞(東京), 2013年7月25日.
- 32) 薬物検出, イタリア選手に出場停止 ソチパラリンピック, 朝日新聞(東京), 2014年3月15日.
- 33) ドーピング, 根深い依存 陸上スター相次ぎ発覚 伊で27選手起訴, 朝日新聞(東京), 2013年7月20日.
- 34) ドーピング違反のリッコに2年の資格停止 自転車のツール・ド・フランス, 朝日新聞(東京), 2008年10月3日.
- 35) グローブ94号<世界のスポーツ:11>警察が登場, ドーピング“操作”欧州で拡大, 朝日新聞(グローブ9面), 2012年9月02日.
- 36) コフィデイスも棄権 自転車ロードレースのツール・ド・フランス, 朝日新聞(東京), 2007年7月26日.
- 37) ディルカに暫定出場停止処分 自転車, 朝日新聞(東京), 2013年5月25日.
- 38) FOOT BALLの事件史, 第9回, 1998年8月の出来事「ズデネク・ゼーマンの告発」; WORLD SOCCER DIGEST, No.333, Vol.17, No.4, p.100, 2017.
- 39) 近藤良享; アンチ・ドーピング教育の教材開発と支援システムの研究, 平成17年度~19年度科学研究費補助金(基礎研究(B))研究成果報告書, p.42, 2008.
- 40) 近藤良享; アンチ・ドーピング教育の教材開発と支援システムの研究, 平成17年度~19年度科学研究費補助金(基礎研究(B))研究成果報告書, p.43, 2008.
- 41) 諸外国および国内におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究(平成22年度); 文部科学省, 2011. http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/03/1309352_010.pdf (参照日2016年1月30日).
- 42) I NUMERI DELL'UISP :Unione Italiana Sport Per tutti, <http://www.uisp.it/nazionale/index.php?idArea=163&contentId=453> (参照日2016年2月1日).
- 43) 成田和雄, 依田充代, 河野徳良他; アンチ・ドーピングテキスト, 叢文社, p.79, 2011.
- 44) "progetto doping": Unione Italiana Sport Per tutti, <http://www.uisp.it/nazionale/> ("progetto doping") (参照日2016年1月30日).